

住宅などの管理は適切に行いましょう

「秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例」

居住する家屋や敷地に物品等が堆積・散乱することで、悪臭や害虫などが発生し、地域の衛生や防災などに影響をおよぼすことがあります。

○様々な要因が考えられます

- ・ 病気、けが、体力低下など
- ・ リストラ、親しい人の死などのショックな出来事
- ・ 遠慮・気兼ね、世間体、プライド、人間関係のトラブルなど社会的孤立
- ・ 経済的困窮

様々な事情からの生活能力・意欲の低下などにより、大量の物品等をため込んでしまう場合があります。市では、単なる物品等の片付けでは根本的な解決に至らないと捉え、必要な助言や福祉サービスの利用案内などを行いながら、同じ状態を繰り返さないよう留意し、管理不良状態の改善を図ります。

○条例の対象となる「管理不良状態」とは

現に居住している家屋やその敷地にごみ等が堆積し、散乱している状態で、次に掲げる状況により、当該家屋や敷地、その周辺的生活環境が著しく損なわれている場合をいいます。

- ① ごみ等から生ずる悪臭
- ② ごみ等による、はえ、ごきぶり等害虫の発生、ねずみの生息
- ③ ごみ等の崩落のおそれ
- ④ 火災発生のおそれ など

(例1) 大量に堆積したごみ等からの悪臭により、居住者や地域住民の生活環境に悪影響がある。

(例2) 私道にはみ出してごみ等が山積みされ歩行者に危害や通行の支障が生じている。



※空き家、空き地、道路（公道）に関する困りごとは、この条例の対象となりません。

○条例の主な内容

(1) 所有者等の責務

所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する住宅等を管理不良状態にしないよう適切な管理に努めなければなりません。

(2) 市の責務

市は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、実態調査を行い、管理不良状態を解消するための措置又は管理不良状態にならないようにするための対策を講じます。

(3) 立入調査

職員が立ち入り、調査をすることができます。

(4) 指導・勧告

管理不良状態を解消するための指導・勧告をすることができます。

(5) 措置命令・公表・代執行

勧告に係る措置を命じ、氏名、住所等を公表することができます。また、行政代執行法が適用される場合があります。

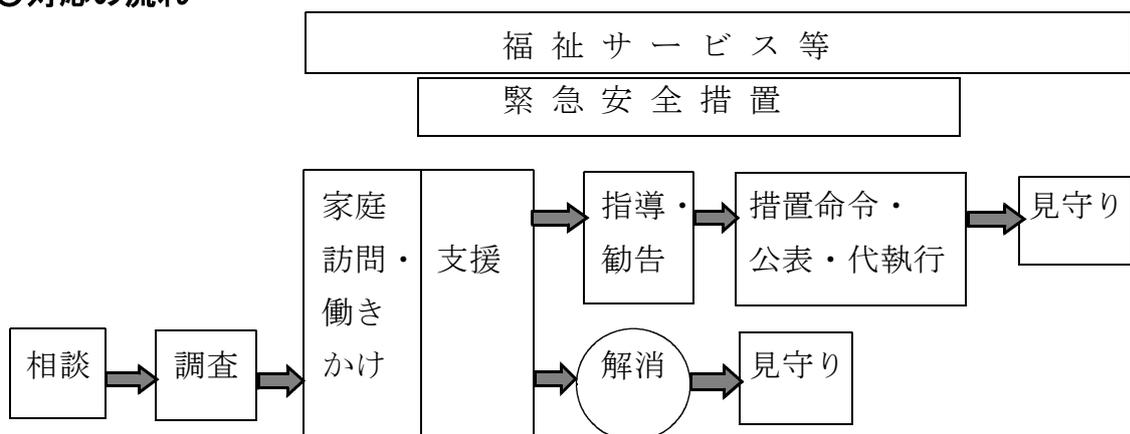
(6) 支援

所有者等が自らごみ等を整理整とんするときに、必要物品を支給することなどができます。

(7) 緊急安全措置

敷地内に堆積したごみ等が隣接する住宅等や道路などに崩落し、身体に危害が及ぶおそれがある場合などは、ごみ等を整理整とんすることなどができます。

○対応の流れ



問い合わせ・ご相談

環境部環境都市推進課

住宅環境保全担当

電話 018-888-5706